

決 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 報 告 (案)

平成28年12月19日

## 平成27年度決算に係る指摘事項一覧

### 【文書指摘】

- |    |                            |                             |
|----|----------------------------|-----------------------------|
| 1  | 競技力向上対策について                | (地域振興部・<br>商工労働部・<br>教育委員会) |
| 2  | 盲ろう者意思疎通支援事業について           | (福祉保健部)                     |
| 3  | 地域包括ケアシステム「地域包括ケア推進事業」について | (福祉保健部)                     |
| 4  | エネルギーシフトの取組について            | (生活環境部)                     |
| 5  | 企業立地事業補助金について              | (商工労働部)                     |
| 6  | 産業人材育成センターにおける人材育成について     | (商工労働部)                     |
| 7  | 園芸試験場圃場管理について              | (農林水産部)                     |
| 8  | 県立病院における未収金対策について          | (病院局)                       |
| 9  | 多様化する学校問題への対応について          | (教育委員会)                     |
| 10 | 信号制御機の更新について               | (警察本部)                      |

## 決算審査特別委員会委員長報告

(平成28年12月19日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第15号「平成27年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分及び平成27年度鳥取県営企業決算の認定について」及び議案第16号「平成27年度鳥取県営病院事業会計資本剰余金の処分及び平成27年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第21号「平成27年度決算の認定について」、以上3議案につきましては、決算審査の結果を平成29年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところでありますが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育(澤<sup>さわ</sup>紀<sup>としお</sup>男 主査)、福祉生活(内<sup>うちだ</sup>隆<sup>かつく</sup>嗣 主査)、農林水産商工(興<sup>おき</sup>治<sup>はる</sup>英<sup>ひで</sup>夫 主査)、地域振興県土警察(広<sup>ひろ</sup>谷<sup>たに</sup>直<sup>なお</sup>樹 主査)、県営企業(前<sup>まえ</sup>田<sup>た</sup>八<sup>や</sup>壽<sup>す</sup>彦 主査)、病院事業(長<sup>は</sup>谷<sup>せ</sup>川<sup>が</sup>稔<sup>わ</sup> 主査)の6分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をしてまいりました。

### (審査結果)

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

**まず、第1点目は、競技力向上対策について であります。**

競技力向上対策について、本県では全国の舞台で活躍するトップアスリートの育成・確保を主目的に実施されています。

事業の実施は主に公益財団法人鳥取県体育協会に委託しているところですが、県内企業が優秀選手を雇用し、選手強化を支援する場合の補助事業に関する予算が、全額未執行でした。

無料職業紹介事業許可証の手続きに時間を要したのが原因ですが、平成26年度から開始の事業であり、受託者における事業の見通し及び準備が不足していたことは否めません。

委託事業の実施状況を適切に把握するとともに、事業が効果的に実施され、期待される成果を上げられるよう、受託者へのバックアップを行う必要があります。

選手の育成・強化、競技に集中できる環境整備、優秀な指導者の確保には、学校・企業等との協力体制が不可欠であるため、受託者と協働し、教育委員会や商工労働部などの関係部局と積極的に連携を図るべきであります。

併せて、大学等の高等教育機関における、それぞれの強化種目の特色付け、地域をまきこんでの競技力向上の牽引などを、戦略的に支援すべきであります。

**第2点目は、盲ろう者意思疎通支援事業について であります。**

盲ろう者を支援するためには、コミュニケーション手段を探ることをはじめ、時間をかけて丁寧な対応を行うことが必要です。

現在、盲ろう者を支援する相談員は、米子市に設置された「鳥取県盲ろう者支援センター」に1名配置されていますが、複数名の相談員を配置することが必要です。

また、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣については、通訳・介助に従事している間の通訳・介助員の交通費が盲ろう者の自己負担となっていることから、交通費への支援を行うとともに、盲ろう者が日常生活を送るうえで必要となる手話、点字、歩行訓練などの支援を行うことも検討すべきであります。

**第3点目は、地域包括ケアシステム「地域包括ケア推進事業」について あります。**

地域包括ケアシステムの根幹は「地域づくり」、「人づくり」であり、市町村の状況によってはシステムの構築までに相当の期間を要することから、モデル地域の紹介や市町村に対する支援体制の強化を検討すべきであります。

また、新しい総合事業では、従来の介護保険に相当するサービスが利用できますが、事業所報酬や利用料が変更されていることから、事業所撤退や利用抑制が生じていないか実態を把握した上で、必要な支援を行うことを検討すべき

であります。

**第4点目は、エネルギーシフトの取組について であります。**

第2期とっとり環境イニシアティブプランに基づき、再生可能エネルギーの導入に取り組まれているところですが、平成27年度に導入が進んだのは大半が事業用太陽光発電であり、また、本県の電力自給率は3割程度となっています。

については、県域内での電力需給のバランスを考慮しつつ、本県の地域特性を踏まえ、太陽光発電以外の多様な再生エネルギーの導入も促進するとともに、エネルギーの地産地消に向けた取組を強化すべきであります。

**第5点目は、企業立地事業補助金について であります。**

「企業立地等事業補助金」を交付した誘致企業のうち、平成27年度に1事業者が事業を停止（平成22年誘致、補助金額153,656千円）しています。

平成19年度から平成27年度までの間に、本補助金を交付した誘致企業は47事業者ありますが、このうち、破産が1事業者（補助金額2,899千円）、事業停止が5事業者（同237,038千円、上記含む。）、事業再開に向け調整中が2事業者（同266,543千円）あります。これらの事業者は誘致から2～5年で、事業停止等の状況となっています。

このような現状を勘案すると、県企業立地等事業助成条例第6条第1項に定められている7年間の事業継続期間中は、報告書のチェックだけではなく、決算書の審査や事業実態を現地調査するなどして、経営状況を把握すべきであります。

また、必要に応じて、事業継続のために中小企業診断士等のコンサルティング等を勧奨するなど、適切な支援策を検討、実施すべきであります。

**第6点目は、産業人材育成センターにおける人材育成について であります。**

昨年11月に県が実施した職業能力開発に関する調査によれば、公共職業訓練で強化して欲しいビジネススキルとして、求職者・新規採用者ではコミュニケーション能力、在職者ではリーダーシップが一番に挙げられています。

しかし、産業人材育成センターでは、単発的にコミュニケーション能力の向上を目指すセミナーなどの開催はあるものの、決して十分とは言えません。これら対人関係能力を向上させるため、新たな講座を開設するなど、カリキュラム編成等に工夫を凝らすべきであります。

また、同センターの十分な活用を図るため、米子校で実施されている生徒への家賃助成を、学生寮が廃止された倉吉校でも実施し、遠距離通学者へ配慮す

べきであります。

さらに、施設の有効活用を図る観点から、戦略産業雇用創造プロジェクトを実施するために倉吉校に設けられた仮設建物を存続させ、対人関係能力向上のための訓練などに活用すべきであります。

#### **第7点目は、園芸試験場圃場管理について であります。**

新品種の開発、品種改良など農業の今後を担う各農業関係試験研究機関は、産地力の強化やブランド化を図り本県農業の活力を増進するための根幹を担っています。

特に園芸試験場は近年、長いも「ねばりっ娘」、梨「新甘泉」、柿「輝太郎」などの市場の評価が高いオリジナル品種を開発し、生産拡大や農家所得の向上に貢献しており、本県農業が目指す園芸産地の基盤強化による収益性の高い農業の実現のため、その果たすべき役割は増大しています。

その土台となる試験圃場全般の管理を担う現業職員（農業技手）は、定年退職者の不補充が続いており、平成19年度は17人在職していたものが、平成27年度は11人となり、代替は非常勤職員となっています。しかし、非常勤職員は雇用期間が短く、低賃金のため、農業技手のように高い技能を身につけた人材の確保は困難となっています。

については、次世代を担う人材を確保しつつ、退職する農業技手の持つ高度な技術の伝承を図るなど、しっかりとした体制づくりを検討すべきであります。

#### **第8点目は、県立病院における未収金対策について であります。**

県立病院における未収金対策については、過去に何度か指摘しており、休日における医療費計算職員の配置や、臨戸訪問による支払督促の実施等、様々な発生防止や回収促進への取組が行われています。しかし、依然として多額の未収金が残る状況には変わりはありません。

現在、県立病院では、回収可能性に基づく債権分類が行われていますが、両病院において、回収可能性の審査を組織として行う仕組みは整備されていません。県民に対する説明責任を果たすためにも、組織として審査する仕組みを整備する必要があります。

これに関連して、債権分類においては、現在の基準に加えて、県立病院の特性や債務者の事情に応じて、発生防止や回収取組（法的処理を含む）に有効に活用できる実務的な基準が必要です。なお、その実務的な基準を活用して、重点的に回収に取り組むべき債権を明確にするとともに、計画的回収債権以外の債権（その他債権）への分類や不納欠損等を視野に入れた取組を検討すべきであります。

**第9点目は、多様化する学校問題への対応について であります。**

近年、学校現場においては、いじめや不登校問題、貧困問題や保護者等からの多様化する要望への対応など、学校に求められる役割が拡大しており、学校や教員だけでは解決できない課題が増大しています。

教育委員会では、学校問題解決支援事業として、東・中・西部の弁護士に委託し、学校問題に対する法律相談を受け付けていますが、この3年間相談件数は増え続け、特に保護者に関する相談が増加しています。

その中で、県立学校に関する相談は増加していますが、市町村立学校に関する相談が非常に少ないため、例えば、実際にあった相談実例を紹介するなど、この制度の有用性について、市町村立の学校現場への更なる周知徹底が必要です。

また、複雑化する家庭環境の児童生徒が抱える問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置を推進していますが、未だ4町村で未配置など人材不足が課題となっています。現在、スクールソーシャルワーカーの待遇が市町村毎に異なっており、人材確保が困難なところもあるということから、一定の待遇を確保するよう必要な財政支援等を検討すべきであります。

こうした取組を充実し、校務運営体制の改善などにより、チームとしての学校の実現を図り、教員が児童生徒に向き合う時間の確保に向けた環境を整備すべきであります。

**第10点目は、信号制御機の更新について であります。**

県内の信号制御機について、更新基準（製造後19年）を超えて使用されているものが、平成27年度末現在で全体の19%にのぼります。

限られた予算の範囲内において、製造年度の古い信号制御機から順に更新されているため、年度ごとに更新数のばらつきがあり、平成27年度の更新ペースでは、20年後には全体の46%が更新基準を超える見通しです。

信号機の障害は重大事故につながる危険性を秘めたものであり、こうした状況を一刻も早く改善する必要があります。更新基準を超える信号制御機の割合を減少させるよう、年度ごとの更新数の平準化を図りつつ、計画性を持って信号制御機の更新が行われることが必要です。

また、信号制御機の更新と並行し、交通環境の変化に伴う信号機の撤去・移設などによる信号機数の適正化について、地域住民の理解を得ながら併せて取り組むべきであります。

審査意見は、以上であります。

なお、ただいま申し上げました指摘事項に対する対応状況並びに来年度予算

への反映状況については、今後も継続して調査することとしております。

これをもちまして、本委員会の審査結果の報告を終わります。